

明治学院大学法学部 二十周年 論文集 昭和六十二年度 抜刷

論理法則の法規範への適用可能性について

吉野

一

論理法則の法規範への適用可能性について

吉野 一

目次

- 一 はじめに
- 二 論理の法規範への適用可能性の論理学的意味論的基礎づけ
 - (一) 出発点としての法規範文と法規範に関するテーゼ
 - (二) 法規範文の論理的形式化の方法
 - (三) 論理における真理概念
 - (四) 論理の真理概念の法規範文への適用可能性
 - 1 論理の形式的真理概念の法規範文への直接適用
 - 2 論理の規範的に解釈された真理概念の法規範文への適用
- 三 法規範の論理的帰結関係について
 - (一) 論理的帰結関係の法規範文への適用可能性と法規範文の規範的妥当性
 - (二) 正当化過程としての裁判官の三段論法について
 - (三) 論理的帰結関係の法規範への適用可能性に関するケルゼンの見解について

論理法則の法規範への適用可能性について

四 論理法則の適用可能性との関係における法規範および法適用についての十二のテーゼ
四 むすび

一 はじめに

ハンス・ケルゼン生誕百年記念の国際シンポジウム⁽¹⁾において、とりわけ「論理法則の法規範^(1a)への適用可能性」というテーマについて集中的に論議されたということは、歓迎されるべきことと思われる。というのは、この問題が、ハンス・ケルゼンの規範の一般理論にとって決定的意味をもつにいたっているのみでなく、法論理学の領域においてその成立当初からしばしば議論され、今日もしばしば議論されるアップ・トゥ・デイトな問題であるからであり、規範の一般理論と法論理学にとって出発点に横たわり、まず最初に解決すべきところの根本問題であるからである。⁽²⁾

「論理法則の法規範への適用可能性」についてのケルゼンの見解に関して言えば、三つの時期に分けてこれを整理することができる。⁽³⁾ 第一の時期には、一九一一年の『国法学の主要問題』⁽⁴⁾ および一九三四年の『純粹法学』が属する。この時期においては、ケルゼンは、伝統的な法律学と同様に、論理法則が法規範の領域に妥当することについては何ら疑念を抱いていなかった。それは、法学から価値考察ならびに事実考察を排除して、いわば規範の純粹培養として規範の科学として純粹法学を構築せんとした彼の努力の当然の前提であったのである。

第二の時期は、一九六〇年の『純粹法学』第二版⁽⁵⁾ から始まっている。この時期の彼の見解はこれをごく簡単に要約すると、次のとおりである。法規範は真でも偽でもなく、ただ妥当 (gültig) または非妥当 (ungültig) でありうるに

すぎないから、命題——これは真または偽と言うことができる——にのみ適用可能であるにすぎない矛盾律や推論規則といった論理の法則は、直接的に法規範に適用することはできない。しかし、それが法規範を記述する法命題——これは真または偽でありうる——に適用可能であるかぎり、法命題への適用を通じて、間接的に法規範に適用することができ⁽⁶⁾る。

第三の時期は、ケルゼンの後期の仕事、とりわけ、一九六五年の「法と論理」⁽⁷⁾ および彼の死後一九七九年に公刊された『規範の一般理論』⁽⁸⁾ にあらわれている。ここでは、ケルゼンは、法規範は意思行為の意味であるから、上記の論理法則は法規範間の関係には直接的にも間接的にも適用できない⁽⁹⁾、という見解に立ち至っている。彼は、晩年、いわゆる法規範の「意思説 (Willenstheorie)」に強く自らを結び付けているのである。⁽¹⁰⁾ ケルゼンによれば、法規範の妥当性 (Geltung) および実定性 (Positivität) は法規範定立者の経験的意思に基づいているのであり、それぞれ異なった意思行為の意味であるところの異なった法規範間——例えば普遍的規範 (Generelle Norm) としての法規と個別的規範 (individuelle Norm) と——の判決の間——には、論理的関係は問題とはなりえない。彼によれば、論理法則の適用可能性を基礎づけることができるかもしれない法規範の妥当と命題の真との間の平行関係は存在しない。⁽¹¹⁾

上に短く見たように、論理の規範への適用可能性について、ケルゼンの見解は、初期の楽観的・肯定的立場から後期の悲観的・否定的立場へと大きく、いわば百八十度の転換を示している。

この後期のケルゼンの悲観的見解のなかに、人は、論理法則の法規範への適用可能性を否定するための次の二つの主要根拠——それは相互に関係しているのであるが——を見いだすことができよう。

1 規範は命題ではなく、それが真または偽であると言うことができず、ただ妥当または非妥当と言いうるにすぎない。論理法則の法規範への適用可能性について。

い。論理的関係は、真または偽であると言うことができる命題間のみ可能であるにすぎない。そして、規範の妥当性と命題の真理性の間に平行関係は存在しない。

2 規範は規範定立者の意思行為の意味であり、したがって、その妥当性は権威づけられた規範定立者の意欲に直接結びついており、その結果、法規範の実定的な妥当性にとっては、法規範間の論理的関係は問題とはならない。

論理法則の規範への適用可能性という問題は、実は、ケルゼン自体の枠を越えたところの問題であり、ここ四十年来広く規範に関与する哲学、倫理学および論理学の方法論的中心問題の一つであった。それは、法規範という概念を軸に法および法学の方法論を展開すべき法哲学にとっても中心的問題を構成するが、とりわけ法領域への現代論理学の応用を企てる法論理学——これは少なくとも広義の法哲学の一部門とみなされるべきである⁽¹²⁾——においては、その存立基盤を決定する根本的問題としてその成立の当初から議論されてきたところである。もちろんこの学問自体は論理の法への適用を目的とするものであるから、この学問内において、論理の法規範への適用可能性自体を否定する見解は多くないが、如何なる論理が法規範に適用可能であるかについて見解が対立し、激しい論議がたたかわされてきたのである。

ここで法論理学の方法に関する見解の対立を簡単に紹介することにする。一方において、規範文は事実を記述する文、叙実文と異なって、それが真であるまたは偽であると言うことができないから、真偽を問題にしようとする文にのみ適用可能な現代論理学のすでにいえば古典となつていく数学的論理学 (mathematische Logik) ——それは自然科学の推論に妥当する——は規範、したがってまた、法規範には適用できないとする立場がある。この立場は、しかし、規範的推論の領域に論理法則が妥当すること自体は否定しないで、古典的論理とは異なる規範に適用可能な、規範のため

の特別の論理学の存在を主張し、それを構築することに努めている。この立場に立つ者としては、哲学的論理学⁽¹³⁾の分野では、フエン・ライト (G. H. von Wright) をはじめとする一連の義務論理学者が、また法論理学の分野では、ワインベルガー (O. Weinberger) 等一群の学者がいる⁽¹⁴⁾。他方において古典的数学的論理学は、前述の規範文の意味論的特性にもかかわらず、規範の領域に直接適用可能であるという立場がある。この第二の立場に立つ者には、レーディック (J. Rödig) 等⁽¹⁵⁾そして筆者 (吉野)⁽¹⁶⁾が属する。したがって、法規範に適用すべき論理として、一方において規範のための特別の論理学の体系が、他方においては、古典的数学的論理学の体系が考えられているわけである⁽¹⁸⁾。

このような法論理学の用いるべき論理の方法についての基本的な対立が、残念ながら法論理学の急速な発展と一般化とを妨げてきたことは否めない。というわけは、法律家が一度法論理学に親しみ、実際にそれを彼の仕事に役立てようと試みるとき、彼らは、その努力の出発点において、困惑に直面することになるからである。すなわち、法や法学を論理分析するために右のどちらの方法を適用するべきであるか、選択しなければならぬが、それは法律家にとっては困難な決定に違いないからである。それゆえ法の領域に適用すべき論理学の体系を何にすべきか、その方法について正しい立場を確定し、その基礎づけをおこなうことが法領域への現代論理学の適用としての法論理学という学問にとっても急務であるといわなければならない。

さて、ここでさきに紹介したケルゼンが論理法則の法規範への適用可能性を拒否する理由として挙げている二つの論点を法論理学上の方法論的対立点と比較してみると、上記第一の拒否理由は、法論理学の領域での第一の立場にみられる在来の数学的論理学の法規範への適用を拒否する理由と共通するということができる (ケルゼン自身がこのことを明確に述べている訳では必ずしもないが)。そこでは、叙実文に対する規範文の、その真・偽を言えないという「意

味論的特質⁽¹⁹⁾が問題となっているのである。

この規範文の「意味論的特質」からする論理法則の法規範への適用可能性を否定する理由づけが果たして承認さるべきか、それが、とりわけ論理的に、そして、その基礎づけをおこなう形式意味論の観点から吟味されねばならない。それは、ケルゼンが晩年おこなった方法論上の大転換に正当な評価を与え、その問題提起に答えるためにも、また、法論理学の方法論に関する対立に決定的解答を与え、その論争に終止符を打ち、法論理学の新たな発展の規範を確立するためにも必要なことである。

ケルゼンの第二の拒否理由に関しては、それが承認されなければならないかどうかは、果たしてケルゼンのように、法規範を意思行為の意味として理解し、その妥当性を規範定立者の意欲に直接結びつけることが適切かどうかにかかっている、といえる。ここでは、法規範とは何か、その妥当性とは何か、その実定性とは何かということが問題なのである。これらの問題は、直接には構文論としての狭義の論理学的考察の対象に属するものではなく、むしろ、現代記号論の他の二部門、すなわち固有の意味での意味論および語用論的考察を通じて解答を与えるべきものである。その意味で、これまでの法論理学がこれらの問題を取り扱わなかったことには一応の理由があったといえる。しかし、ケルゼンが法規範は意思行為の意味であり、その妥当は各規範定立者の意欲に基づくから、法規範間に論理法則の適用可能性がない、と主張するとき、人はもはや論理の法規範への適用可能性を弁護するためには、「法規範」や「妥当性」といった法理論の基本概念を避けて通ることは許されないであろう。その意味で、ケルゼンは現代の法論理学者に対して興味ある有益な問題提起をしてくれた、といえる。また第一の論点に答えるためにもこの第二の論点についての考察を必要とするところである。しかし、第二の問題は、前述のように、論理学的考察よりは、むしろ意

味論として語用論といった考察をも必要とするところの多面的かつ広範囲な問題であり、一義的かつ確固とした解答を与えることが非常に難しい問題である。しかしまた、法規範の一般理論にとつてばかりでなく、法論理学にとつても少なくともこれらの問題に対する一定の立場を提示することが考察の前提として必要であることも否定できない。

以上述べてきたような理由に基づいて、私は、本報告において、ケルゼンの問題提起に関連させながら、論理法則の法規範への適用可能性を、次のような仕方で吟味・検討かつ基礎づけることを試みたいと思うのである。

1 果たして規範文の「意味論的特性」の故に、論理法則が法規範に適用できないか否かを、論理におけるその真理評価との関係において、形式意味論的考察に基づいて検討する。

2 右の考察に必要なかぎりにおいて、法規範およびその妥当性の概念の内容を定める。その際、紙数上の制限から、これらの概念に関するケルゼンの見解を根本的に取り扱い批判することはおこなわず、ケルゼンに対する反対テーゼを定立することに限定する。

3 第一の間が肯定的に解答されたならば、すなわち、論理法則の法規範への適用が可能であるということが原理的に証明されたならば、論理学的観点の下で、またその方法を適用して、ケルゼンによって提起されたところの法規範間に論理的帰結関係が妥当するかという問題を分析する。⁽²⁰⁾

右の考察を進めていくに際し、留意しておかねばならないのは、論理法則の法規範への適用可能性の問題は、論理学自体の法規範への適用可能性の問題に還元される、ということである。そこでは、論理学の原理および法則の適用可能性が問題となっているのであるが、それは論理学の体系自体の適用可能性の問題に他ならないからである。

論理学の法規範への適用可能性に関しては、前述の法論理学の方法に関する対立に鑑みて問題の二つの側面を願

すべきであろう。すなわち、二つの問を立てることができる。

1 在来の数学的論理学は法規範に直接適用できるか。

2 「義務論理」のような規範のための特別の論理を構築すべきか。そして、もしそうであるとすれば、どのようなものとしてそれは作られるべきか。

後者の問は、約三十年来、前述のようにフォン・ライト等の義務論理学者あるいは規範論理学者と言われる人々、そして、オタ・ワインベルガーに代表される一群の法論理学者達によって肯定され、その論理学建設の努力がなされてきているが、種々の試験的な体系は提出されていても、いまだ実用に耐えるしっかりした有用な論理体系は完成していない。⁽²¹⁾もし前者の問が肯定されるとすると、人は、何故に第二の課題のために特別の努力が必要であるかを、問うことになる。在来の論理学の法規範への適用に専念することができるであろうからである。したがって、まず第一の問に解答することに努めるべきである。かくて、私は本稿において、法規範概念についての私の立脚点を二つの短いテーゼの形で考察の前提として提示した後、在来の数学的論理学の体系の法規範への適用可能性を論理的に、とりわけ形式意味論的に検討し、その基礎づけを行うことにする(第二章)。次に、その基礎づけに基づいて法規範間に論理的帰結関係が妥当することを証明するとともに、法適用過程の論理的帰結関係——それをケルゼンが否定したのであるが——がいかなる意味にあるかを明らかにすることにある。その際、論理学および意味論的観点の下で、法規範の一般理論および法学方法論の主要概念に関する私の見解を一連のテーゼの形で示すことにする(第三章)。本稿は、法学的思考の改良と新しい接近方法への示唆をもって終わる(第四章)。

二 論理の法規範への適用可能性の論理学的意味論的基礎づけ

(一) 出発点としての法規範文と法規範に関するテーゼ

本稿の論究のために、私は、その出発点となるべき法規範文および法規範に関する私の見解——それはケルゼンと対立するのであるが——を次の二つのテーゼによって示したいと思う。

(T1) 人は法規範文から出発すべきであって、法規範自体からではない。法規範文は、法規範を言語的に表現したものである。

(T2) 法規範は、法規範文の意味である。それは法規範定立者の意思行為の意味として理解されるべきではない。⁽²²⁾

(二) 法規範文の論理形式化の方法

本稿の以下の論究のために、法規範の言語的表現としての法規範文が在来の数学的論理学によっていかに論理形式化されるか、またされるべきかを示すことが必要である。

私は、法規範文は、(数学的論理学の基本部門を構成する)一階の述語論理によって最も適切に論理形式化されうと考える。ここで述語論理による法規範文の論理形式化の方法を示すことにする。^(22a)

法規範文として、例えば次のような文がある。

論理法則の法規範への適用可能性について

- (1) 「人を殺した者は無期自由刑によって処罰される」⁽²³⁾

この法規は、叙実文の形式で表現されているが、その内容は規範文である。したがって、上の文はその規範性を表現するために次のように書き換えらるべきである。

- (1') 「人を殺した者は無期自由刑で処罰されるべきである。」

この法規範を述語論理の式で表現するために次のような記号を使用する。

Mo(.) : 「.は人を殺した者である」

St(.) : 「.は無期自由刑によって処罰されるべきものである」

この法規範文は次のように論理形式化される。⁽²⁴⁾

- (1'') $VP(Mo(p) \rightarrow St(p))$

この式は次のように読む。「すべてのpに対して、pが人を殺した者であるならば、pは無期自由刑によって処罰されるべきである。」

右に法規範文の述語論理による形式化の基本式型が与えられた。法規範間の論理的関係を吟味するためには、さらに、法規範文の内部構造をより詳細に表現できる法規範文の論理的形式化の方法を提示することが必要である。法規範文を構成する要素は、「一方において、規範主体、すなわち規範の名宛人と、規範客体、すなわち規範の名宛人の規律さるべき行為であり、他方において「義務」「禁止」「許可」といった規範の様相表現である。これらを表すため次のような記号を用いる。⁽²⁵⁾

Na(.) : 「.は規範の名宛人である」

Hal(.) : 「.は(規範客体としての)行為alである」

Un(.) : 「.は..の不作為である」

Gb(.) : 「.にとって..が義務づけられている」

Vb(.) : 「.にとって..が禁止されている」

Er(.) : 「.にとって..が許されている」

(2)から(4)までの規範はそれぞれ(2)から(4)のようにこれを定式化することができる。なお、pは規範の名宛人のための変項、hは規範客体としての行為のための変項である。

- (2) 「すべての規範の名宛人にとって行為alが義務づけられている」

- (3) $VP\ Vh1(Na(p) \wedge Hal(h1) \rightarrow Gb(p, h1))$

- (3) 「すべての規範の名宛人にとって行為alが禁止されている」

- (3') $VP\ Vh1(Na(p) \wedge Hal(h1) \rightarrow Vb(p, h1))$

- (4) 「すべての規範の名宛人にとって行為alが許されている」

- (4') $VP\ Vh1(Na(p) \wedge Hal(h1) \rightarrow Er(p, h1))$

規範の様相表現の関係——それを規範のための特別の論理は特別に規範論理的な仕方形式化しようとしているのであるが——は、もし望むならば、(5)から(8)までのように述語論理によって定義し、これを形式化することができる。⁽²⁶⁾

- (5) $VP\ Vh1\ Vh2(Un(h2, h1) \leftrightarrow (Gb(p, h2) \leftrightarrow Vb(p, h1)))$

論理法則の法規範への適用可能性について

- (6) $\forall p \forall h_1 \forall h_2 (Gb(p, h_1) \leftrightarrow (\bigcup_n (h_2, h_1) \rightarrow \forall b(p, h_2)))$
- (7) $\forall p \forall h_1 (Gb(p, h_1) \rightarrow Er(p, h_1))$
- (8) $\forall p \forall h_1 (Er(p, h_1) \leftrightarrow \sim \forall b(p, h_1))$
- (5) はある行為の不作為の義務はその行為の禁止と等値であるということ、(6) はある行為の義務はその行為の不作為の禁止と等値であることを、(7) はある行為が義務づけられているならばその行為は許されているということ、(8) はある行為の許可とその行為が禁止されていないことは等値であることを、それぞれ表している。⁽²⁷⁾
- (7) および(8)から、例えば次のものを論理的に導き出すことができる。
- (9) $\forall p \forall h_1 (Gb(p, h_1) \rightarrow \sim \forall b(p, h_1))$
- (9) この式は、義務づけられている行為は禁止されていないことを表している。(9) は次の式と論理的に等値である。⁽²⁸⁾
- (10) $\forall p \forall h_1 \sim (Gb(p, h_1) \wedge \forall b(p, h_1))$

この式は行為の義務と禁止が両立しないことを表す。

右の、述語論理によって定義された異なった様相表現の関係が論理学的にどのような性質を有するものであるかは一つの問題である。右の諸式は、一方において規範のあらゆる論理計算のための公理として——しかし論理的な公理としてではなくて論理外的な公理としてではあるが——これを取り扱うことができる。他方において、個々の計算のための付加的な前提としてこれを取り扱うこともできる。しかし、いずれにせよ、それらは、述語論理による形式化の場合には、論理法則としてではなく、規範的論議世界の言語の使用規則として定立されているにすぎない。これに対して、いわゆる「特別の規範論理学」は、これらの関係を論理法則として、より正確に言えば、規範論理的な法則

として体系化しようと努めている。しかし、規範の様相表現の諸関係が論理法則として定立されうるためには、そのための特別な意味論的基礎づけが必要となる。⁽²⁹⁾

(三) 論理における真理概念

前述のように、ケルゼンを含めて、古典的な論理学の体系の法規範への直接適用の可能性を否定する立場は、規範文の「意味論的」特性をその理由として強調している。この立場は、その根拠づけを、次のような推論に基づかしている。⁽³⁰⁾

- 1 規範文は真または偽ということができない。
- 2 古典的な論理学の体系は文を真または偽と評価することに基づいている。
- 3 故に古典的な論理学の体系はこれを規範文には適用することができない。

前提1および2自体には原則的に問題がない。しかし1および2から3への推論が問題である。というわけは、前提1の真理概念と2における真理概念とは同一でないからである。私の見解によれば、(在来)の古典的な数学的(論理学)の規範への適用可能性を悲観的にみる見解は、つとに論理における真理概念を正しく理解しないで、通常理解されているところのいわば認識論的な真理概念と同一視するということから生じている。それゆえ、ここで論理学における真理概念が何たるかを正確に示し、それに基づいて、果たして論理における真理概念が規範文の「意味論的」特性の故に、それに適用できないか否かを検討することにしたいと思う。

古典的な(数学的)論理学、とりわけ述語計算の真理概念は、タルスキ(A. Tarski)によって形式意味論的定義を

論理法則の法規範への適用可能性について

通じて基礎づけられたところである。⁽³¹⁾以下にタルスキ的な真理概念の解釈意味論 (Interpretationsemantik) 的定義の基本を要約して示すことにする。

述語論理における要素命題式の真・偽の値——これを論理学においては真理値と呼び、命題式の真・偽を決めることを真理値配分あるいは単に真理評価という——は次の(11)のように定義される。その際用いられる記号の意味は次のとおりである。

Φ : n 項の要素述語記号

i : 解釈関数

$\alpha_1, \dots, \alpha_n$: 個体定項または変項

(11) $[i(\alpha_1), \dots, i(\alpha_n)] \in i(\Phi)$ ならば、 $\Phi(\alpha_1, \dots, \alpha_n)$ は i に、そして

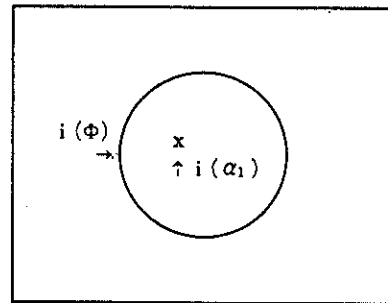
(12) $[i(\alpha_1), \dots, i(\alpha_n)] \notin i(\Phi)$ ならば、 $\Phi(\alpha_1, \dots, \alpha_n)$ は偽。

(13) および (14) は「ならば」のかわりに「ならば、かつそのときにかぎり」を伴った(11)と等しい。

右の定義に示されたように、論理における要素命題の真・偽は、次のとおりである。もし個体定項または変項が一項の述語記号にあてはまるならば、すなわち、もし解釈された個体定項または変項が解釈された述語記号の外延である集合の中に入るならば、当該の命題式は真であり、そうでなければ偽である。この原理を理解するために、一項述語記号からなる命題式の場合を例として、次頁のような図が考えられる。

この真理概念は純粹に形式的で無内容であり、右の定義を(11')および(12')のように書き換えることができる(タルスキ自身はこれを行っていない)。

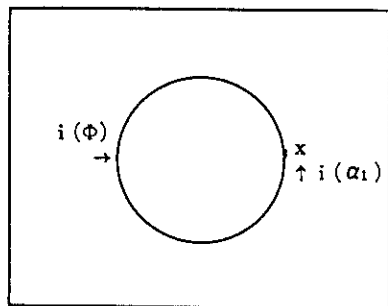
図1
(11')



真

解釈領域
(論議世界)

(12')



偽

(11'') $[i(\alpha_1), \dots, i(\alpha_n)] \in i(\Phi)$ ならば真理値 $[i(\alpha_1), \dots, i(\alpha_n), i] = 1$ 、そして

(12'') $[i(\alpha_1), \dots, i(\alpha_n)] \notin i(\Phi)$ ならば真理値 $[i(\alpha_1), \dots, i(\alpha_n), i] = 0$

要素命題を結びつけて複合命題を構成するところの結合記号 (Junktor) および量記号 (Quantor) の論理的性質は次のようにこれを定義することが出来る。(なお、 A および B はそれぞれ論理式で、または解釈関数 i の解釈領域 (Interpretationsbereich) として用いられる。)

(13) $\neg A$ は、 A が解釈 i の下で真でないならばかつそのときにかぎり、 i のもとで真である。

(14) $(A \rightarrow B)$ は、 A が i のもとで真でないまたは B が i のもとで真であるならばかつそのときにかぎり、 i のもとで

論理法則の法規範への適用可能性について

真である。

(5) $(A \wedge B)$ は、 A が i のもとで真でありかつ B が i のもとで真であるならばかつそのときにかぎり、 i のもとで真である。

(6) $(A \vee B)$ は、 A が i のもとで真でありまたは B が i のもとで真であるならばかつそのときにかぎり、 i のもとで真である。

(7) $\forall x A$ は、すべての x に対して、 $\models \Box \downarrow A$ が w の下で真である、ということが妥当するならばかつそのときにかぎり、 i のもとで真である。

(8) $\exists x A$ は、少なくとも一つの x に対して、 $\models \Box \downarrow A$ が w のもとで真である、ということが妥当するならばかつそのときにかぎり、 i のもとで真である。

(9) $\neg$ は、 i と少なくともそれが w を $\Box$ に帰属せしめるということによって区別される解釈。

右に示されているように、論理における真理概念のタルスキ的な定義は、純粹に形式的に構成されている。右の定義においては、ある命題で真であるということ、すなわち「所与の命題函数の所与の事態による」充足 (Erfüllung) は、解釈された個体定項または変項が解釈された述語記号の要素として含まれる——言い換えれば、個体定項または変項の指示する対象が述語記号によって表現される性質を有する対象の集合の要素として含まれる——ということとして示されている (11' および 12' 参照)。しかし右の定義はその充足関係、言い換えれば、集合の要素という関係が如何なる基準によって決定されねばならないかということについては何ら言及していない。論理における真理概念にとつては、右の充足関係、言い換えれば、集合の要素であるという関係を確認あるいは決定する基準は、いわばどうでも

よいのである。論理における命題の真理評価は、右の充足関係が、例えば「観察によって決定可能である」⁽³³⁾ ということとを要求しない。それが間主観的に決定されなければならないということとを必要としないのである。論理計算は、何らかの観点から右の充足関係、言い換えれば、集合の要素関係の肯定または否定が前提されることだけが必要とする。そのような前提の下でさらにどのような充足関係、言い換えれば、集合の要素関係が帰結されるかということ論理は計算するのである。タルスキの真理概念の定義に従えば、論理計算は前提として純粹に形式的な二値の原理 (Bivalenzprinzip) 34 すなわちあらゆる文に二つの可能な価値の一つが一義的に帰属されねばならないという原理以外のなものも必要としないのである。

(四) 論理の真理概念の法規範文への適用可能性

1 論理の形式的真理概念の法規範文への直接適用

在来の数学的論理学の二値論的な体系が規範文に適用されうるためには、この論理の真理概念が規範文に適用可能でなければならぬ。古典的な論理の規範文への適用可能性を否定する立場は、前述のように、規範文の「意味論的」特性の故に右の適用可能性を否定する。規範文の真・偽が「観察によって決定可能」ではないということ、したがって、それが間主観的にではなく、主観的にのみ決定されるにすぎないということは、この立場の人々のいうとおりである。しかし、前節において明らかにされたところによれば、論理における真理概念は、前述の充足関係あるいは集合の要素関係がいかなる基準によって、例えば「観察によって」「間主観的に決定されなければならないか否か」ということは関わりがない。したがって、規範文の叙実文に対比される「意味論的」特性は、論理における規範文

論理法則の法規範への適用可能性について

の真理評価、すなわちそれへの真理値配分を妨げるものではないといえることができる。かくて前節において示された論理における真理概念によれば、論理の真理概念が適用されるか、言い換えれば、法規範文が論理の意味における真理能力があるかという問題は、法規範の領域において二値の原理が妥当しうるならば、これを肯定的に答えることができるといえよう。

法規範文は、規範的事態、すなわち、誰に対して何が義務づけられ、あるいは禁止されているか等についての一つの主張の言語的表現として理解されるべきである。私の見解によれば法規範文については、法規範文もそうであるが、肯定的または否定的のいずれか二者択一的な評価がなされる。より正確にいうと、それは「妥当 (adäquat)」さもなくば「非妥当 (ungültig)」として、あるいは「正当 (richtig)」さもなくば「非正当 (unrichtig)」として二値的に評価される。ここでは二値の原理が妥当しているのである。したがって、古典的論理の真理概念が法規範文にも適用できるといえる。

もちろん、論理計算における真理値配分にとっては、それが二値の原理にしたがって「一義的」および「統一的」に行われるということが必要である。しかし、実際の規範的評価が間主観的でなく相対的であるという事実は、論理における真理値の規範文への適用を妨げるものではない。論理的妥当性が問題になっているかぎり、吟味されるべき推論の内部においては、評価の基準の一義性と統一性は前提されているからである。⁽³⁵⁾

さて、私は、法規範文への論理における真理評価を、前述の法規範文を述語論理で形式化した⁽¹⁾を例として、形式意味論的に基礎づけていきたいと思う。まず、複合命題としての法規範文を構成する要素命題への真理値配分を前述のタルスキ的な真理概念の定義を準用して定義する。

Pk を特定の人を使用すると、

(20) 「Pk は人を殺したる者である」

したがって

(20') Mo(Pk)

の真・偽はそれぞれ次のようにこれを定義するものとされる。

(20+) i(Pk) ∈ i(Mo) ならば、Mo(Pk) は i の下で真である。

(20-) i(Pk) ∈ i(Mo) ならば、Mo(Pk) は i の下で偽である。

同様の仕方では

(21) 「Pk は無期自由刑に処せらるべき者である」

したがって

(21') St(Pk)

の真・偽はそれぞれ次のようにこれを定義するものとされる。

(21+) i(Pk) ∈ i(St) ならば、St(Pk) は i の下で真である。そして

(21-) i(Pk) ∈ i(St) ならば、St(Pk) は i のもとで偽である。

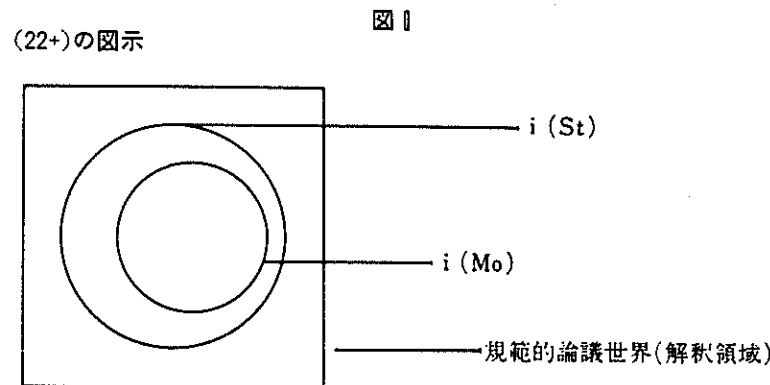
当該の右の二つの要素文から成り立つ法規範文全体の真・偽はそれぞれ次のように定義することができる。

(22+) i(Mo) ∈ i(St) ならば、vp(Mo(p) → St(p)) は i の下で真である。

(22-) i(Mo) ∈ i(St) ならば、vp(Mo(p) → St(p)) は i の下で偽である。

論理法則の法規範への適用可能性について

右の関連を上のように図示することができる。



一つの推論の論理的首尾一貫性、したがって論理的帰結関係の計算が問題になっているかぎり、人は、論理的真理概念をそのようなものとして、それに特別の解釈を与えることなく、純粹に形式的に取り扱うことができる。論理上の真理概念は純粹に形式的である。つまり「1」または「0」である。規範文を作る述語と叙実文を作る述語が異なった性質を有するということは、おそらくその通りであろう。しかしこのことは、論理の真理概念をそのようなものとして純粹に形式的に取り扱うかぎり、論理計算を妨げるものではない。命題を構成する各述語は、それぞれそれに固有な意味論的性質とそれに固有な評価基準を持ちうるのである——それがこのそれぞれの基準に従って吟味すべき推論内に現れるところで、統一的、一貫的に評価されるかぎりにおいて。たとえば、モニカが猫であるか女性であるか、賢いか馬鹿か、若いかな寄りか、美しいか、やさしいか、筆不精か、誠実か、貞淑か、有責であるか、悪いか、正しいか、これらの判断は、それぞれ所与の複合命題中、当該の属性を表現している要素命題の述語の基準に従って決定されるのである。すなわち、それぞれの基準に従ってそれぞれ肯定的または否定的に、すなわち「1」または「0」と評価されるのである。

論理計算はただこの形式的真理概念すなわち真・「1」または偽・「0」に関わるのみである。一つの論理計算において導出された複合式は、その式にあらわれた要素式の各述語記号を、もとの式においてそれぞれ日常言語がこの述語記号へと翻訳されたのと同じ読み方で逆にもとの日常言語へと再翻訳するということによって、これを日常言語に書き直すことができ、それで十分なのである。したがって、この論理的处理方法においては、いわゆる「混合前提」という問題は生じないのである。

2 論理の規範的に解釈された真理概念の法規範文への適用

前章において、古典論理学の真理概念はその形式性あるいは無内容性の故に叙実文のみならず規範文にも、それぞれの文の「意味論的特性」を顧慮することなく、適用可能である、ということが示された。この仕方では論理計算はなら問題なく機能していく。

しかし、なお別の道が存在する。論理の適用に際して、文の「意味論的特性」を考慮にいられて処理する可能性もまた存在するのである。すなわち、論理の真理概念に論理が適用される所与の思考構成体の「意味論的特性」との関連で「叙実的真」または「規範的真」といったような一定の意味付与(Denung)を行い、このようにして意味付与された真理値を当該の文に適用することが可能である。人が叙実文の真理、すなわち、事実について記述する文の真理——それはなんらかの意味で文と事実の対応関係の観察によって確定可能と思われる——について語るならば、私の考えでは、論理の真理概念の叙実的解釈(意味付与)が行われているのである。この叙実的解釈が許されるのと同様に、論理の真理概念はこれを規範的に解釈することができる。以下において、私はこの関係をより詳細に明らかにしたいと思う。

まず最初に、叙実文と規範文の構造を例示的に比較してみる。叙実文には、例えば次のようなものがある。

23 「水が常圧で六十度Cまで熱せられたならば、水は気化する」。

規範文には、例えば次のようなものがある。

24 「人が人を殺したならば、その者は無期自由刑により処罰されるべきである」。

この二つの文は、文によって表現された事態が肯定的に評価されるべきである、すなわち真として承認されるべきであるということを主張している。右の叙実文においては、当該の叙実的事態が叙実的に真である、ということが主張されている。右の規範文においては、当該の規範的事態が規範的に真であるということが主張されているのである。

当該の真理主張が明示的に表現されると、右の二つの文はそれぞれ次のように表現されるべきことになる。

(23') 「水が常圧で六十度Cまで熱せられたならば、水は気化する、ということは叙実的に真である」。

(24') 「人が人を殺したならば、その者は無期自由刑によって処罰されるべきである、ということは規範的に真である」。

規範的真理値として次のものを考えることができる。すなわち、妥当性(Gültigkeit)および非妥当性(Unmöglichkeit)、正当性(Richtigkeit)および非正当性(Unrichtigkeit)等である。ここで妥当性概念を採用するとすると、(24')はこれを次のように表現することができる。

(24'') 「人が人を殺したならば、無期自由刑によって処罰されるべきである、ということが規範的に妥当する」。

この二つの文(23)と(24)の間の、したがって(23')と(24')および(23'')と(24'')の間の構文論上の平行性を認めることができる。すなわち、両者の間に真理値評価と事態の関係について平行的な構造を認めることができる。規範的妥当概念は叙実的真理概念と平行関係にあり、規範的事態は叙実的事態と平行関係にあるのである。

右の平行性は、二つの文の論理式を比較すると一層はっきりする。(23)は(23')のように定式化される。

$Wa(x) : \text{「} x \text{は常圧で60度まで熱せられた水である」}$

$Da(x) : \text{「} x \text{は気化する」}$

(23'') $\forall x(Wa(x) \rightarrow Da(x))$

(24)は(1)と同義である。したがってその式(24'')は(1)と同一である。すなわち、

(24'') $\forall x(Mo(x) \rightarrow Si(x))$

(23'')と(24'')を比較すると、(23'')の「……ということが叙実的に真である」という表現が論理における文の真理評価を表すものであると同様に、(24'')の「……ということが規範的に妥当する」という表現は、論理における文の真理評価を表すものであることがよくわかる。

故に、私は次のテーゼを定立する。

(T3) 規範的妥当概念は、これを論理においては真理概念と、より正確にいうと規範的真理概念と、みなすことができる。

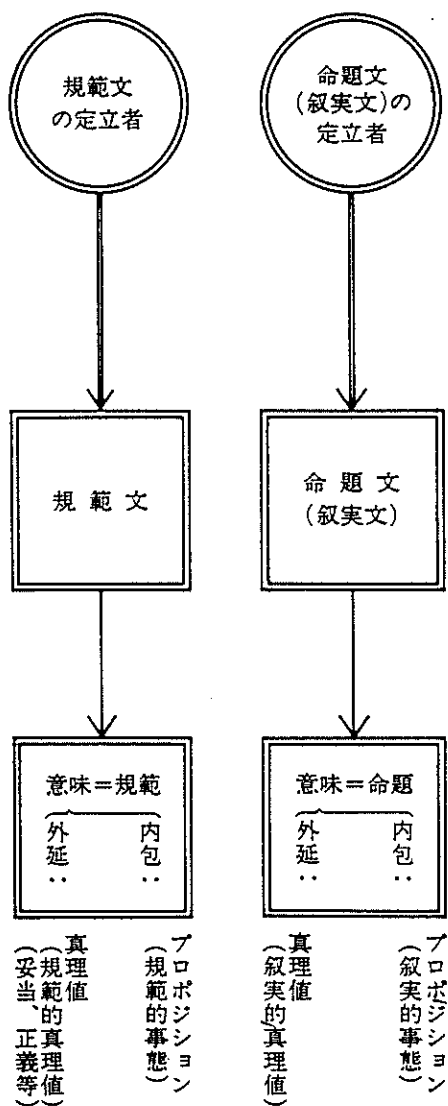
私はここで、法規範および規範的妥当概念に関する私の右に述べてきた見解についてケルゼンの見解との関係でなお掘下げて論究したいと思う。ケルゼンは、第一章で紹介したように、命題(Aussage)の真と規範(Norm)の妥当の間の平行性を次の理由から否定している。ケルゼンによれば、命題の真は命題の性質であるに対し、規範の妥当は意思行為の意味(Sinn)である、すなわち、その特殊「観念的」存在('ideelle'Existenz)である。真でない命題はなお一つの命題であるが、ある規範が妥当しないならば、そのことは、この規範が存在しないことを意味する。⁽³⁸⁾

私は、右の命題と規範の間の平行性を否定するケルゼンの見解は適切でないと考える。私には、それは文とその意味に関するケルゼンの誤解に起因しているように思われる。私の考えるところでは、彼が真は命題の性質であるというとき、彼は「命題 (Aussage)」という言葉の下に厳密にいうと言語的表現としての「命題文 (Aussagesatz)」言い換えれば、叙実文を理解しなければならない。そうでなければ、真が彼がいう「命題」の性質とはなりえないからである。しかし、彼が他方、妥当は規範 (Norm) の性質でなくその観念的存在であり、非妥当な規範は存在しないと言ったとき、彼は「規範」という言葉の下で規範を言語的に表現している規範文 (Normsatz) ではなく、その意味 (Bedeutung) としての規範 (Norm) のみを理解しているにすぎない。規範文自体は、その妥当性の有無にかかわらず、一つの経験的事象として存在しつづけるからである。もし、彼が規範からではなく規範文 (Normsatz) から出発し、そしてそれを命題文 (Aussagesatz) と比較したとすれば事情が異なっていたはずである。

私のケルゼンに対する右の批判および以下の論究の基礎にある意味理論的 (Bedeutungstheoretisch) な立脚点——それはカルナップの意味理論に基づいているのであるが——は、これを次頁のように図示的に表現することができる。次頁の図Ⅲで示されているように、私の見解においては、規範文が出発点にある。規範は規範文の意味として理解される。このように理解すると、命題文 (私の用語法でいえば叙実文) の意味と規範文の意味とは構文論上平行関係にあるといえることができる。文の意味は二つの側面を有する。それは内包としてはプロポジション (Proposition)、すなわち文の表現する一定の事態であり、外延としては真値である。この意味で、図にて示されているように、文の表現する事態と文の真値値とにおいて、命題文 (叙実文) と規範文の構文論的平行性を認めることができるわけである。右に述べたところに基づいて、文の意味の内包と外延の観点から、私はさらに次のテーゼを定立したい。

図Ⅱ

文の定立者と文と文の意味の関係



(T4) 法規範文の意味としての法規範は、その内包としては、プロポジション、すなわちその法規範文の表現する規範的事態である。

(T5) 法規範文の意味としての法規範は、その外延としては、真値、すなわちその法規範文の規範的真値である。

ケルゼンの命題の真と規範の妥当の平行性を否定する見解は、右の意味理論的立脚点からみると、適切でないといえる。
論理法則の法規範への適用可能性について

うことになる。図Ⅲの観点からいうと、彼は文としての命題文と意味としての規範という意味論的レベルの異なるものを比較して、両者の間に平行性のないことを主張しているように思われる。しかし、人が文から出発し、同じレベルで、すなわち規範文を命題文（叙実文）と比較するならば、前述のように、両者の、すなわち叙実文の真と規範文の真の間の構文論的平行性を承認することができるのである。

ここでのもう一つの論点は、法規範をケルゼンのように、法規範文定立者の意思行為の意味と把握すべきか、あるいは私のように、定立された法規範文の意味として把握すべきかということである。法規範を現実の立法者が現実の意欲した意思行為の経験的な意味として理解することは、一つの考え方として成り立つ。それは、経験科学的探求の対象となりうる。その意味で、第一の考え方は法学を規範に関する（経験的）科学として維持しようとする立場にとっては魅力ある立場である。しかし、それは法解釈学および法的実務の実際とは一致しない。そこにおいて探求されている対象としての法は、単に現実の立法者が法規範文（法規）定立を通して表現しようとした、彼が現実の意欲した意味にとどまらず、それを参考にしつつも、彼が定立した法規範文を手がかりとして、現実の世界に真に妥当すべきとされるその規範の意味である。「立法者」とか「意思」とかいう言葉は問題があるが、仮にこれを用いるとすると、いわば合理的立法者の合理的意思が問題であるに他ならない。法規範を意思行為の意味と解することは、法の解釈および適用の実際と一致しないばかりでなく、現代の言語理論とくに意味論の基本的概念とも一致しない。すなわち、そこにおいては、記号の受け手の了解する記号の意味は記号（文も記号である）の指示するものとして理解されるのであるが、またそれは記号定立者と直接の因果関係をもたないのである。法規範文はいったん法規範定立者がその文を定立したならば、法規範定立者から独立した意味を持ちうるのである。むしろその解釈にかかっている。なお、

右の諸関係については、私は後にもう一度論じることにする。

さて、私は、規範的に解釈された真理概念に関する私の前述の見解をさらに形式意味論的に基礎づけていきたいと思う。⁽⁴⁾まず、叙実的真理概念の定義、ついで規範的真理概念の定義を行う。要素叙実命題における叙実的真理概念の定義は次の通り（その際、 P_i を「叙実的述語記号」の集合のために用いる）。

- (25a) $[i(\alpha_1), \dots, i(\alpha_n)] \in i(\phi) \& \phi \in P_i$ なら $i(\phi(\alpha_1, \dots, \alpha_n))$ は i のもとで叙実的真である。そして
(25b) $[i(\alpha_1), \dots, i(\alpha_n)] \in i(\phi) \& \phi \in P_i$ なら $i(\phi(\alpha_1, \dots, \alpha_n))$ は i のもとで叙実的偽である。

人がなんらかの仕方で文と文の表現する事態の対応関係を観察によって真または偽ということができると思われる叙実文について語るならば、この真理概念が問題となってくる。しばしばこの真理概念が論理的真理概念と同一視されている。しかし厳密にいうと、それは固有の意味における論理的真理概念ではなくて、そこに叙実の意味を付与したものである。前述の古典的論理学の規範への適用可能性についての悲観的な見解は、私の考えによれば、この叙実的に解釈された真理概念、すなわち叙実的真理概念を論理的真理概念と誤って同一視したことに起因するのである。

論理における真理概念はこれに規範の意味を付与することもできる。要素規範文における規範的真理概念はつぎのように定義することができる（この際、 P_N を「規範的述語記号」の集合のために用いる）。

- (26a) $[i(\alpha_1), \dots, i(\alpha_n)] \in i(\phi) \& \phi \in P_N$ なら $i(\phi(\alpha_1, \dots, \alpha_n))$ は i のもとで規範的に真である。そして
(26b) $[i(\alpha_1), \dots, i(\alpha_n)] \in i(\phi) \& \phi \in P_N$ なら $i(\phi(\alpha_1, \dots, \alpha_n))$ は i のもとで規範的に偽である。

人が規範文について、それゆえ、それによって表現される規範について語るとき、この規範的真理概念が問題となっている。規範的真理概念「規範的真」または「規範的偽」は文脈に応じて「妥当」または「非妥当」「正当」また

は「非正当」等として解釈される。

ここで、論理における真理概念が「叙実的真」あるいは「規範的真」と解釈されるということ、そして叙実的真と規範的真の間の区別は、述語記号にかかっている、より正確にいうと、述語記号の語用論的關係——これは一つの複合的文に包含されている要素文の検証または評価の際に現れる——から生じる、ということに留意すべきである。⁽⁴²⁾

右の叙実的真および規範的真の定義は、なんらかの観点から述語が相互に区別されうということを前提としている。叙実文と規範文とが意味論的に相違することについて大方の共通の認識があると思われる。その違いを実際に確定し定義するのは容易ではない。この問題に関して今日に到るまで、統一的な見解は存在しないのである。ここで私が提示した方法は、その区別を真理概念の解釈の相違の中に見、そしてこの相違を述語記号の語用論的差異との関係において説明することにある。しかし、叙実的および規範的述語の差異を正確に確定することは論理の領域に属する課題ではなくて、語用論の領域に属する課題である。論理はそれ自体としてはこの差異の基準を確定することを必要としない。とにかくこの差異があるということから出発することができる。叙実的述語と規範的述語が違ふということ自体は、常識的にも認められているのではあるまいか。

規範文の評価に関しては、「規範的真」または「規範的偽」は叙実的真とは対照的に、おそらく文と文の表現する対象の間の対応關係の觀察によってこれを実証することはできないであらう。しかし、人は規範をなんらかの仕方、すなわち、なんらかの基準にしたがって肯定的か否定的のいずれかによって評価する、すなわち、妥当であるかさもなくば非妥当であると、あるいは正当であるかさもなくば非正当であると評価することができる。ここでは、前述の二値の原理が妥当するのである。規範的真理概念について語ることは可能であり、また真理概念のこの規範的解

釈によって法規範文および規範的推論を論理的に形式化し、分析することは可能であるといえる。

叙実文⁽²³⁾全体の叙実的真は次のようにこれを定義することができる。

(23⁺) $i(Wa) \text{ Ci}(Da) \& (Wa \in Pi \& Da \in Pi) \text{ なら } iVx(Wa(x) \rightarrow Da(x)) \text{ は } i \text{ のもとで叙実的真、そして}$

(23⁻) $i(Wa) \text{ Ci}(Da) \& (Wa \in Pi \& Da \in Pi) \text{ なら } iVx(Wa(x) \rightarrow Da(x)) \text{ は } i \text{ のもとで叙実的偽。}$

規範的文⁽²⁴⁾全体の規範的真はこれを次のように定義する必要がある。

(24⁺) $i(Mo) \text{ Ci}(Si) \& (Mo \in Pn \& Si \in Pn) \text{ なら } iVx(Mo(x) \rightarrow Si(x)) \text{ は } i \text{ のもとで規範的真、そして}$

(24⁻) $i(Mo) \text{ Ci}(Si) \& (Mo \in Pn \& Si \in Pn) \text{ なら } iVx(Mo(x) \rightarrow Si(x)) \text{ は } i \text{ のもとで規範的偽。}$ ⁽⁴³⁾

規範的真理値としての規範的妥当を採用する⁽⁴⁴⁾、その定義は次のようにこれを定める必要がある。この際 Png を「規範的妥当との関係で評価される規範的述語記号の集合」のために用いる。

(24⁺1⁺) $i(Mo) \text{ Ci}(Si) \& (Mo \in Png \& Si \in Png) \text{ なら } iVx(Mo(x) \rightarrow Si(x)) \text{ は } i \text{ のもとで規範的妥当、そして}$

(24⁺1⁻) $i(Mo) \text{ Ci}(Si) \& (Mo \in Png \& Si \in Png) \text{ なら } iVx(Mo(x) \rightarrow Si(x)) \text{ は } i \text{ のもとで規範的非妥当。}$

前述の二つに基づいて、論理的真理概念は、その規範的に解釈された形においても法規範文に適用可能であるといふことができる。

ここでなお、次の点について指摘しておくことが必要と思われる。すなわち、もし真理概念の規範的解釈がおこなわれる——論理計算自体のためにそれはかならずしも必要ではないが、例えば、法規範文の妥当性の基礎づけといいたいくつもの実践的な目的のためには有用である——ならば、この概念はその古典論理的帰結關係が吟味されるべき推論の内部で、統一的かつ一貫して使用されるのが望ましいということである。⁽⁴⁵⁾しかし、この点に関して、次の点を付

け加えることができる。

1 論理的関係が規範文の間で問題になっている限りにおいて、同じ真理概念が、すなわち——論理的真理概念が規範的に解釈されるならば——規範的真理概念のみが関係する。

2 法律要件を表現する法規範文の前件に関しては、その「意味論的」性質は、もはや純粹の叙実性 (Indikativität) にあるのではない。というわけは、前件の真理性は規範文全体ならびにその後件の真理評価と同一の基準の下で評価されるべきであるからである。なぜなら、例えば、ある男が裁判において人を殺したる者であると認定されたならば、それは純粹の事実の記述を意味するのではなく、この男を殺人の故に無期自由刑で処罰されるべき者の集合にクラス分けすることに他ならないからである。そしてこれは法的価値判断を通じてなされるのである。⁴⁶⁾

以上、古典的論理の真理概念の法規範文への適用可能性が意味論的に基礎づけられた。したがって、人はもはや、在来の数学的論理学は法規範文の命題文と対立する「意味論的」性質の故に法規範に適用できないというべきではないであろう。古典的述語論理の体系は、法規範文——その意味が法規範である——に直接適用することができる。そのことは、論理的帰結関係についても矛盾律についてもあてはまらねばならない。

三 法規範の論理的帰結関係について

(一) 論理的帰結関係の法規範文への適用可能性と法規範文の規範的妥当性

さて法規範の論理的帰結関係に入っていくと思う。論理的帰結概念を正確に把握することが必要である。前章において論理の真理概念の法規範文への適用可能性が証明されたので、論理の帰結関係が法規範文へ適用可能であることを証明するためには、法規範文の論理的帰結関係を論理の真理概念を用いて定義することだけで十分である。前章で定義された規範的に解釈された真理概念を用いると、法規範文の論理的帰結関係の定義はこれを次の例のように表現することができる。その際、次の記号を用いる。

N1: 法規範文の集合

N2: N1 と同一でない法規範文

.H.: . から、が帰結される

必ずすべての解釈に対して、N1 が規範的真であるならば N2 が規範的真である、ということが妥当するならば、かつそのときにかぎり、 $N1 \vdash N2$ 。

上の法規範文間の論理的帰結関係の定義において、「規範的真」はこれを「規範的妥当」と置き換えることができる。「規範的妥当」概念は規範的真理概念の一種と考えられるからである。かくて上の定義に基づいて、ある規範

論理法則の法規範への適用可能性について

文がすでに規範的に妥当とされている規範文の集合から論理的に帰結されるならば、その規範文もまた規範的に妥当である、ということが出来る。論理的帰結関係によって、規範文の規範的妥当性がそれから論理的に演繹された規範文へと引き継がれるのである。したがって、論理的帰結関係は、法規範文の正当化のために本質的な役割を演じるのである。いずれにせよ、第二章において論理的真理概念の法規範文への適用可能性が基礎づけられ、また本節において法規範文の帰結関係が、それが論理の真理概念を用いて定義されたことによって、法規範文の領域にも妥当するということが証明されたわけである。

(二) 正当化過程としての裁判官の三段論法について

法適用過程には、大別して次の二つの次元において推論関係を認めることができる。個々の法的決定を獲得していく過程——決定の過程と呼ぶことができる——と得られた法的決定を正当化する過程——正当化の過程と呼ばれる——とである。⁽⁴⁷⁾ いずれも推論過程であるから、論理が役割を演じていることは両側面に共通する。しかし、論理的帰結関係が決定的役割を演じているのは、第二の側面である。ここでは、獲得された法的決定としての個別的具体的法規範文の妥当性が、その法規範文が既にその妥当性が承認されている他の法規範文から論理的に帰結されるとき、正当化されるからである。正当化の本質は論理的証明であるといえる。

法適用における正当化の推論の論理構造は、従来三段論法として説明されてきた。この三段論法は、裁判官の三段論法 (richterlicher Syllogismus)⁽⁴⁸⁾ または「裁判三段論法 (Justizsyllogismus)」と、あるいはその規範的性質の観点から「規範的三段論法」または「実践的三段論法」とも呼ばれている。⁽⁴⁹⁾ もし、個別的具体的法規範文として定立される

法的決定が抽象的一般的法規範文⁽⁵⁰⁾としての法規と具体的事件の事実から論理的に演繹されうるとしたら、その決定の妥当性はこの二つの前提の妥当性と論理的演繹とによって正当化されるはずである。しかし、通常の場合は、法的決定が法規と事実とだけから直接論理的に導出されることは少ない。法規は抽象的であり、個々の事件に対する法的決定を表す個別的法規範文は具体的であり、抽象的規範文から具体的規範文を論理的に直接導き出すことはできないからである。しかし、そのことは論理的帰結関係が法適用過程においてなら役割を演じない、ということの意味するのではない。法適用過程には、一般的抽象的規範文としての法規と個々の事件の具体性とを結びつけるために、法規の解釈結果としての解釈命題が付加的前提としてつけ加えられている。これは法規の規範的意味の具体化 (Konkretisierung)⁽⁵¹⁾である。具体化はいくつかの段階において提示されうる。私の見解では、それは大別して、二つの段階に分けることができる。第一に、可能な諸事件への法規の(一般的)適用のための、法規の具体化。それは法学(法解釈学)の理論や先例となった判決の判決理由の中に与えられている。第二に、個々の具体的事件に法規を適用するため右の具体化をさらに具体化すること。この具体化は、個々の事件において裁判官によって判決を通じてなされるのである。さて、これらの付加的前提が明示的に示され、正当化過程に付け加えられるならば、法的決定を表す個別的法規範文は、その妥当性がすでに確立しているこれらのすべての前提からの論理的演繹として証明されることになり、それによってその妥当性が正当化されるのである。⁽⁵²⁾ この正当化過程は、法規 (Gesetz) とその具体化を併せて「法 (Recht)」として見て⁽⁵³⁾、それらを全体として大前提とみなすならば、修正された裁判三段論法とみなすことができる。以下においては、法適用における正当化のこの論理構造を論理式を伴った式型⁽⁵⁴⁾において示すことにする。その際、次のような記号が、次のような表現のために用いられる。

Tb(.) : 「. は (法規上の) 法律要件 (Tatbestand) を充足する」
 Rf(.) : 「. に対して (法規上の) 法律効果 (Rechtsfolge) が生じる」
 Tb₁(.) : 「. は第一段階の具体化された法律要件を充足する」
 Tb₂(.) : 「. は第二段階の具体化された法律要件を充足する」

- | | |
|----------------------------|---|
| (a) 法規 | VP(Tb(p) → Rf(p)) |
| (b) 判決または法解釈学における解釈命題 | VP(Tb ₁ (p) → Tb(p)) |
| (c) 具体的事件のための裁判官による補助的解釈命題 | VP(Tb ₂ (p) → Tb ₁ (p)) |
| (d) 事実 | Tb ₂ (pe) |

(e) 判決 (主文)

Rf(pe)

法規上の要件の正当化のための論理的帰結関係は次のようなものとして表わされる。なお、(a)から(d)までの前提は、(e)の論理的帰結を導き出すためのものと証明するものではない。

1. VP(Tb(p) → Rf(p))
2. VP(Tb₁(p) → Tb(p))
3. VP(Tb₂(p) → Tb₁(p))
4. Tb₂(pe)
5. Tb(pe) → Rf(pe)

1. U.I.

6. Tb₁(pe) → Tb(pe)
7. Tb₂(pe) → Tb₁(pe)
8. Tb₁(pe)
9. Tb(pe)
8. Rf(pe)

2. U.I.
3. U.I.
4. 7. M.P.
8. 6. M.P.
9. 5. M.P.

(三) 論理的帰結関係の法規範への適用可能性に関するケルゼンの見解について

さて私は、論理的帰結関係の法規範への適用可能性に関するケルゼンの見解について、右の法適用における正当化の論理構造の型式を参照しながら批判的に検討していくことにしたい。ケルゼンは規範的三段論法は、法適用過程より厳密にいうと裁判過程には適用できないと考えている。その理由は、ケルゼンによれば、法規と事実という二つの前提は異なった論理的性格を有している、すなわち、大前提としての法規は規範であるのに対し、小前提としての事実は命題であるからである。⁽⁵⁵⁾ ケルゼンはむしろ普遍的規範 (generelle Normen) からの個別的規範 (individuelle Normen) の演繹可能性について、またより抽象性の程度の高い規範からより一般的でない規範 (weniger allgemeine Normen) を導き出す可能性について議論している。ケルゼンは普遍的規範から個別的規範を導き出す可能性を否定する。その理由は、両規範にとっては意思行為の意味が問題であり、普遍的規範における規範定立者 (法規における立法者) の意思は個別的規範における規範定立者 (判決における裁判官) の意思を包含することがないからである。⁽⁵⁶⁾ しかし、より抽象性の程度の高い規範からより一般的でない規範を導き出すことに関しては、彼は、後者の規範のより一般的で

ない概念が、前者の規範のより一般的な概念の中に含まれているかぎり、それが可能であると考えている。⁽⁵⁷⁾

ケルゼンによって提起された規範的三段論法の問題点の第一に関しては、その論点は上述の式型の前提(a)と(d)との「意味論的」性質の違いに関するものであるが、法論理学者や規範論理学者によって提起されてきた、いわゆる混合前提の問題に属する。この問題は法規範文の形式化の際にも議論されたところである。それによれば、法規範文の法律要件を表す前件は命題文であるのに対し、法律効果を表すその後件は規範文というのである。⁽⁵⁸⁾しかし、第二章において明らかにしたように、論理的形式的な真理概念にとつては論理的帰結関係を計算するに際してなら混合前提の問題は生じない。規範文の規範的性格を明示するために規範的に解釈された真理概念を適用するとき、いわゆる混合前提の問題があるいは生じるかも知れない。しかし、ここで果たして、裁判官の三段論法における事実、正確にいうと具体的事件における事実が具体化された法律要件を充足するということを表現する命題が、純粹の叙述文であるかが検討されなければならない。私はこの文は純粹の叙述文ではなく、この文にも規範的真理値が配分されるべきである、と考える。上述のように法規範文の法律要件を表す前件の真理評価は、法律効果を表す後件の真理評価との関係において、また規範文全体のそれとの関係において遂行されるべきであるからである。裁判官の三段論法においては論理的には、いわゆる混合前提の問題は生じないのである。

ケルゼンによって提起された第二の問題、すなわち、普遍的規範から個別的規範の導出の問題と抽象性の高い規範からのより一般的でない規範の導出の問題とは、上述の法適用の論理構造における具体化の問題として、より正確にいうと、その「例化 (Exemplifizierung)」および「実質化 (Substantiierung)」⁽⁵⁹⁾の観点から説明される。前者は「例化」の問題であり、後者は「実質化」の問題である。論理的観点からみると、後者は論理的演繹とみなすことができ

ない。なぜなら論理は前提に含まれているもの以上のものを結論において導き出すことを許さないのであるが、より一般性の低い規範文をより抽象性の高い規範文から導き出すためには、前提に含まれないより具体的な内容を付与していかなければならないからである。(ケルゼン自身も前者の規範のより一般的でない概念が後者の規範のより一般的な概念の中に含まれている、ということをも前提条件としていることに注目したい(本稿注42)。)法規の具体化としての実質化を行うならば、すなわち、より一般的でない規範のより一般的でない概念が、より抽象性の高い規範のより一般的な概念の中に包含されているということを明示するところの解釈命題を付加的前提として付け加えるならば、この導出は論理的導出として可能となる。したがって、問題は、上述の式型において(b)および(c)に提示されるべきところの付加的前提の定立ということである。より厳密に言う、その付加的前提の、受容可能性ということにある。前者の規範文からの直接の論理的導出可能性の問題ではないのである。

第二の個別的規範文の普遍的規範文からの導出の問題に関しては、それは具体化の「例化」にあたるものであり、論理学的観点からは「全称例化 (Universalinstantiation)」の論理法則に基づいて、論理的帰結関係が妥当するといわなければならない。しかし、ケルゼンが立法者の意思行為の意味としての普遍的規範、裁判官の意思行為の意味としての個別的規範を含意しないというとき、事柄は複雑である。人はケルゼンのこの見解に対して直接論理的に反論することはできないであろう。というわけは、ここでは法規範の概念およびその実定的妥当性の概念が問題となっているのであり、それらに答えることは論理学的課題ではないからである。ケルゼンの議論に我々はどうか対処すべきであろうか。もちろん立法者と裁判官とは、別の人格であり、現実の立法者の意思行為と裁判官の意思行為との間に直接論理的帰結関係がない、ということとは否定できないところである。ケルゼンのこの見解に対してどう反論すべきであ

ろうか。論理的関係は、法適用において一体どこで問題となるのであろうか。晩年のケルゼンは法規範の概念を実定的な意思行為と結びつけ、意思行為の意味であると定義し、法規範の実定的妥当性を、資格づけられた規範定立者の経験的な意思行為に基づかしめている。ここに晩年のケルゼンのアメリカ滞在を通じての経験主義への傾斜の徴を認めることができる。しかし、それはともかく、法規範を意思行為の意味としてとらえることは適切でない。このことは既に考察されたところである。

もし規範定立者の意思行為から出発するのではなく、規範定立者が意思行為によって定立した規範文から出発したらどうであろうか。法規範は意思行為の意味としてではなく、定立された規範文の意味として理解されうることになる。そうすれば、異なった規範定立者によって定立せられた二つの法規範文間の論理的関係を問題にしうることになる。というわけは、法規範文の意味はそれがひとたび定立されたならば、法規範定立者の意思に、もはや直接束縛されないからである。普遍的法規範文としての法規の意味は、現実の立法者の意思行為の現実に意欲・表象した意味と、ひとたびその文が法規として与えられたならば、もはや同一ではありえないのである。

法規範文の意味としての法規範は、実在的な実体としては存在しない。それは、当該の法規範文を受け取り、その意味を解釈する者にその都度依存している。ケルゼンは言う。「命令者なければ命令なし (Ohne Imperator kein Imperative)」⁽⁸⁹⁾。しかし私は次のように言いたい。「解釈者なければ (解釈されたもの、すなわち意味としての) 法規範なし (Ohne Interpretator kein Interpretat) (Rechtsnorm als Bedeutung des Rechtsnormsatzes)」⁽⁹⁰⁾。法規範文の意味の世界は、法規範文が与えられた以上、裁判官を含めて法規範文を読み、それを解釈するものの觀念の中にも現れるのである。

論理法則が法規範文に直接適用されうるのは前章で論じたところで明らかになっている。法規範を表現する法規範文間には論理的帰結関係が妥当するのである。法規範文の意味としての法規範文に対してはどうか。それに対しては、論理法則は法規範文を通じて間接的に妥当することになる。意味としての法規範は解釈者の觀念の世界に表象として現れるにすぎないから、法規範間の関係、例えば抽象的一般的法規範 (法規の意味) と個別的具体的法規範 (判決文の意味) との間の関係は原則として同一の解釈者としての裁判官の觀念の世界において問題となっているにすぎない。論理的帰結関係は、解釈の結果、觀念の世界に現れた法規範間に、法規範文を通じて妥当するのである。しかし、このことは、論理法則が個々の主観の内部においてのみ妥当するにすぎないということを意味するのでは決してない。表象された意味の世界が文の形をとり言語の媒介を通じて他者に伝達され、異なる主体間に理論的コミュニケーションが成立することが要請されるかぎりにおいて、コミュニケーションが成立し、議論がかみ合い、理論が首尾一貫性をもつためには、異なる主観の表象する意味の世界間において論理的関係が妥当することが要請されることになる。まさに論理は理論的コミュニケーションの前提なのである。

(四) 論理法則の適用可能性との関係における法規範と法適用について十二のテーゼ

本章の最後に、以上述べてきたところの、論理法則の法規範への適用可能性との関係における法規範および法適用の概念に関する私の見解を、人が絵画を描く場合を比喻として用いて説明し、次のような十二のテーゼの形で提示することにした。

1 法規は、言語的に表現された普遍的抽象的な法規範文である。それは、言語的に表現された抽象的な、印刷さ

れた法規範の絵である。例えば、子供のぬり絵帳のようなものである。(上述の式型(a)を参照)

- 2 法律家、すなわち裁判官または法学者は、抽象的一般的法規範文の規範的意味内容を具体化するために、この印刷された絵の枠の中に加筆して、法規範のより具体的な絵を描く。裁判官と法学者の違いは、裁判官は他の法規範文によってその絵を描くことが法的に権威づけられているが、法学者はそうでないところにある。法規範はここでも描かれた絵の意味である。(上述の式型(b)を参照)

- 3 裁判官は、必要な場合はより具体的な事件のために、絵のそれに対応するところを加筆して、より詳細に絵を描く。これはより具体化された絵であり、ここでも法規範はこの絵の意味である。(上述の式型(c)を参照)

- 4 裁判官は具体的事件において、その事実を確定し、それを彼によって描かれた絵の中にはめ込む。(上述の式型(d)および(e)を参照)

- 5 上述の各段階において、法規範は法規範文、すなわち、言語的に描かれた絵の意味である。絵は規範的事態としての法規範を表現している。

- 6 絵は法規範定立者によって描かれる。しかしそれがひとたび描かれたならば、それはその法規範定立者から独立した意味をもつ。その意味はその絵を見る者、すなわち解釈者にかかっている。

- 7 法律家は絵の対象としての法規範自体を見ることがなく、法規範について彼の絵を描く。

- 8 法律家たちが法規範の絵を描いているという事実、法規範自体が絵の対象として前もって実際に存在しているということの意味するのではない。

- 9 法規範文、すなわち言語的表現としての法規や判決文は実在する。しかし、それらの意味としての法規範自体

は実在しない。それは丁度絵は実在するが、絵の意味、すなわち、絵によって描かれた世界は実在するとは限らないのと似ている。

- 10 認識対象としての法規範の現実的存在性は法律家の仕事の前提である。しかし、それは法律家の擬制、すなわち、フィクションにすぎない。

- 11 論理の法則はこの描かれた絵の世界で、すなわち、法規範文間に妥当する。この絵において上記の法適用の各段階において絵の線が相互に衝突しないために、そしてそれらが相互に調和しうるために、なかなか判決がこの絵の中に調和的にはめこまれうるためにすべての線は相互に論理的に正しい結びつきの中にあらねばならない。この意味において帰結関係や矛盾律といった論理の原理は、その意味が法規範であるところの法規範文間に妥当する。

- 12 現実には存在しないが、法律家によって前提とされ、無意識にフィクションとして存在するものとして機能しているところの意味としての法規範の世界もまた、無矛盾で首尾一貫しているべきである。意味としての法規範は、その絵としての法規範文を描く法律家とその文に対応する世界として表象するものである。そのかぎりでは、論理の法則は、法規範文を通じて、この法律家によって構成されたフィクションとして法規範の世界においても妥当する。

四
むすび

本稿を結ぶにあたって、私はケルゼンの初期の仕事により多くの共感を覚えるものである、ということを強調したいと思う。その中に、私は法規範の世界を構造的に、とりわけ論理的観点から一貫して分析しようとし、この分析によつて法律学の領域における諸々の実体化をあらさまにし、そして法学を一つの厳密な科学へと発展せしめようとした彼の意図とその努力の跡を見るからである。しかし、ケルゼンの初期の時代には、残念ながら数学的論理学の正確な観念もしっかりとした方法も、法律家に提供されていなかった。しかし、我々は今や、数学的論理学の法規範への適用可能性について確固とした確信をもつことができ、またその厳密な方法をもっている。我々は数学的論理学の適用によつて法学が厳密な学問となり、法的な思考がより正しいものとなるために、ケルゼンの意図と努力を引き継いでいき、それを実現することができる筈である。その際、我々は、法規範自体の実体化をも——他の多くの法律家たちと同様にケルゼンにおいてもそうであったのであるが——白日の下にさらすことになる。

- (1) ハンス・ケルゼン生誕百年記念国際シンポジウムは、一九八一年九月二日から二七日までウィーン大学で開催された。同シンポジウムの成果は、記念論文集 *"Die Reine Rechtslehre in wissenschaftlicher Diskussion (Schriftenreihe des Hans Kelsen-Institutes Band), Wien 1982"* として公刊されている。本稿は、同記念論文集に収められたシンポジウムでの私の報告 *"Zur Anwendbarkeit der logischen Regeln auf Rechtsnormen"* (in : op. cit. S142ff.) を翻訳し加筆したものである。

- (1a) 私は、本稿第二章(二)において「法規範文」と「法規範」の概念を区別する。しかし、その前段階としての本章において、両者を区別しないで用いる一般的用法に従って単に「法規範」とのみ表現する。また第二章以下においても、ケルゼン等、他の論者の学説に言及する場合は、その者の表現方法に従う。
- (2) 法義語彙の領域にわたるこの問題の意義ならびに諸見解の対立の詳解については、参照「Über die Notwendigkeit einer besonderen Normenlogik als Methode der juristischen Logik, in: Klug-Ramm-Rittner-Schmiedel (Hg.), *Gesetzgebungstheorie, Juristische Logik, Zivil- und Prozessrecht. Gedächtnisschrift für Jürgen Rödig*, S. 140-161, Berlin-Heidelberg 1978, S. 140. なお私のこの論文は以下に若干の Notwendigkeit の省略表現による。法規範の一般理論についてはこの問題の解決が非常に重要であるので、法規範の論理的・構文論的分析は他の二つの側面「すなわち意味論と語用論の側面」より「仮」の前提として法規範の理論の重要な構成部分であるからである。
- (3) Vgl. Robert Walter, Das Problem des Verhältnisses von Recht und Logik in der reinen Rechtslehre, in: *Rechtstheorie* 11 (1980), S. 299-314, S. 299f.
- (4) Hans Kelsen, *Hauptprobleme der Staatsrechtslehre*, 1911, 2. Aufl., Tübingen 1923.
- (5) Vgl. Hans Kelsen, *Reine Rechtslehre*, zweite, vollständig neu bearbeitete und erweiterte Auflage, Wien 1960, S. 76f., 209.
- (6) Ebenda, S. 76f., 209.
- (7) Vgl. ders., *Recht und Logik*, in: *Forum* 12(1965), S. 421-425(Teil I), S. 495-500(Teil II); Nochmals: *Recht und Logik*, in: *Forum* 14(1976), S. 39f.
- (8) Vgl. ders., *Allgemeine Theorie der Normen*. Wien 1979. 以下に若干の ATN の省略と添字による。
- (9) Vgl. ebenda, S. 152.
- (10) Vgl. Kazimierz Opalek, *Überlegungen zu Hans Kelsens "Allgemeiner Theorie der Normen"*. Wien 1980, S. 22u.
- 31.
- (11) Kelsen, op. cit.

- (12) 参照 平良・吉野「法論理学の意義とその課題と方法」『法學研究』(慶応義塾大学)第四五巻第七八頁。Vgl. auch: Arthur Kaufmann, *Wozu Rechtsphilosophie heute?* 現代法哲学の意義と課題、小泉記念論叢書第三八『現代法哲学の意義』一八頁、参照。
- (13) 哲学的論理学 (philosophical logic, philosophische Logik) とは、現代論理学の古典的な二つの二値論理的・数学的論理学の枠を超えて様相論理・計算論・義務論理論と計算論と新しい論理の体系を基礎づけようとする学問を総称するために用いられる。

(14) 「義務論理学 (deontic logic, deontische Logik)」とは「規範論理 (logic of norm; Normenlogik)」と訳されるが、種々の論者によって種々の方向に展開している体系構築の試みがなされている。この方向への決定的なインパクトを与えたのは、フランク・ライヒの次の業績による。G. H. von Wright, *Deontic Logic*, in: *Mind* 60(1951), S. 58-74. 以下、フランク・ライヒの義務論理の第一の体系を提示されている。彼はその後、この体系を改良している。彼の第二の体系については、参照、ders, *A New System of Deontic Logic* in: *Danish Yearbook of Philosophy*, 1 (1964), S. 173-182.

この論文では第一の体系を放棄して義務論理の第二の体系を提示している。この後、最近、古典的数学的論理が規範領域に有効に適用されるという見解に同情を示すものが出てきている。彼は「一九七九年一月、ロンドンで開かれた「法論理学における推論 (Argumentation in Legal Science)」という国際シンポジウムの後、彼の自著に基づいて、時間ばかり法論理学の方法によって彼と議論する機会を持てた。彼はこの時、すでに法論理の法規範への直接適用を主張する私の見解に賛意を表明していた。彼の右の新しい傾向は、最近次の業績に基づいて公表された。Ders. *On the logic of norms and actions*, in: R. Hilpinen (ed.), *New Studies in Deontic Logic*, S. 3-35. 義務論理論と計算論規範論理の結合に基づいて展開されている。このフランク・ライヒの業績による。G. Kalinowski, *La Logique des Normes*, Paris 1972; Deutsch: *Einführung in die Normenlogik* (Übersetzt von W. Klein) Frankfurt/Main(1973).

(15) この著者の次の業績による。フランク・ライヒの著者による。O. Weinberger, *Rechtstheorie*, Wien-New York 1970; H. Wagner, K. Haag, *Die moderne Logik in der Rechtswissenschaft*, Bad Homburg, v. d. H.-Berlin-Zürich 1970; L. Reisinger, *Automatisierte Normanalyse und Normanwendung*, in: *Arbeitspapiere Rechtswissenschaft* 7 (1972); Th. Condes, *Ordinale Deontik, Zusammenhänge zwischen Präferenztheorie, Normenlogik und Rechtstheorie*, Wien-New York 1974.

(16) この著者の次の業績による。フランク・ライヒの著者による。H. Fiedler, *Juristische Logik in mathematischer Sicht. Einige Bemerkungen und Beispiele*, in: *AKSP(Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie)* 52(1966), S. 93-116; R. Schreiber, *Logik des Rechts*, Berlin-Göttingen-Heidelberg 1963; J. Rödig, *Die Denkform der Alternative in der Jurisprudenz*, Berlin-Heidelberg-New York 1969; ders., *Über die Notwendigkeit einer besonderen Logik der Normen*, in: *Rechtstheorie als Grundlagendisziplin der Rechtswissenschaft*, hrsg. v. H. Albert, N. Luhman, W. Maihofer, O. Weinberger, *Jahrbuch für Rechtssoziologie und Rechtstheorie* Bd. 2(1972), S. 163-185. E. von Savigny, *Zur Rolle der deduktiv-axiomatischen Methode in der Rechtswissenschaft*, in G. Jahr, W. Maihofer (Hrsg.), *Rechtstheorie*, Frankfurt/M., 1971, S. 315-351.

(17) この著者の次の業績による。フランク・ライヒの著者による。H. Fiedler, *Juristische Logik in mathematischer Sicht. Ansätze der juristischen Logik*, in: J. Tammelo u. H. Schreiner (Hrsg.), *Strukturierungen und Entscheidungen im Rechtsdenken*, Wien-New York 1978, S. 277-287 (以下、本論文を以下に「Ansätze」に省略する) ; (c) ders., *Notwendigkeit*, (a) 法規範論理学の法規範論理学の諸体系を模範としたものである。当時私はまだ自分の方法論的立場を確立していなかった。(b) 私は一九七五年から一九七七年までの独逸とフランスの在外研究を通じて確立するつもりであった。場に基づいて法論理学の基本的論争点に因する法論理学の出发点となるべき私の見解を述べたものである。これは「古典的数学的論理学の直接適用の可能性と特別の規範論理の必要性のテーマが明らかになっている。(c) このテーマをレーディックとフランク・ライヒの間の論争とより規範論理の領域にわたる「反対義務命令法 (contrary-to-duty imperatives)」をめぐる論争の詳細な検討を通じて把握したものである。(d) これは法論理学の分野の「規範論理学」の最新のフランク・ライヒの論文とされる私の見解をなら法規範論理学と法規範論理学とを比較する。O. Weinberger, *Kann man das normenlogische Folgersystem philosophisch begründen?* in: *AKSP* 65(1979), S. 178f.) など。この比較法論理学の法規範への適用可能性という法論理学の方法の問題は、再び法論理学の今日の問題となっている。

(18) なお、上の二つの見解の間に、中間的な立場がある。この立場は、古典的数学的論理学の法規範領域への適用を拒否しながら、法規範のための特別に規範論理的な計算の体系の構築の必要性を説くものである。この著者がこの立場をとっている。I. Tammelo, *Outlines of Modern Legal Logic*, Wiesbaden 1969, p. 87, 89-96; H. Schreiner, *Zur rechts-*

logischen Formalisierung von Normen, in: ARSP 62(1976), S. 365-380, L. Phillips, *Der Handlungsspielraum*, Frankfurt/M., 1974, insb. S. 51. マーティン・スミスは「直観主義の法論理学の主張者として有名な者であった。しかし、私は彼の何十年來の議論を通じて彼が数学的論理学の法への適用について次第に楽観主義的な見解へと傾いてきているのを認めるところであった」。

(19) この用語は「ライネルガーのものがよい」。Vgl. O. Weinberger, *Rechtslogik*, S. 189.

(20) ユルゼンの提起したもう一つの論点、すなわち「矛盾律の法規範への適用可能性の問題は、ユルゼン生誕百年記念の私の報告の元の原稿には含まれていた。しかし学会での議論に際してはこの部分の朗読は、これを省略した。公刊された同学会の論文集の私の論文(本稿注(1)参照)においても、紙数の関係から省略してある。本稿でもこの部分を削除し、「法規範の矛盾」の問題として別の論文として発表することにした」。

(21) 特別の規範論理のこれまで作られてきた諸体系は、その適用に際してさまざまなパラドックスが生じることが判明している。これは、その体系の欠陥を表す。パラドックス解消の努力が熱心になされているが、いまだ解決されていない。私見によれば、それは単なる技術的な改良によって解消できるような問題ではなく、それらの体系の出発点において、方法論的問題性を内含しているが故に、生じるようなものである。私のパラドックスとの関係における特別の規範論理に対する批判については次のものを参照。H. Yoshino, *Ansätzen*, insb. S. 279-281; ders., *Notwendigkeit*, S. 151 ff.

(22) ユルゼンは「のちに詳細に述べるように、法規範を規範定立者の意思行為の意味と把握する。彼は「法-規範(Rechts-Normen)と法-命題(Rechts-Sätze)とを区別する。後者は、ユルゼンは法規範についての命題(Aussagen über Rechtsnormen)と区別する。この用語の下には「法規範についての記述」を理解している。彼は「法規範はそれについて真・偽を言うことができないが、法規範についての命題はそれについて真・偽を言うことができる」と考え、後者について論理法則の適用を認める。Vgl. H. Kelsen, *Reine Rechtslehre*, 2. Aufl., (1960), S. 73; ders., *ATW*, S. 123. この最後に述べたユルゼンの見解は「認識対象としての法規範の存在性を前提にしているが、はたしてそれが、客観的なものであるかどうかについて後に批判的な示唆を私は与えることになる。それはともかく、ここで私が用いる「法規範文(Rechtsnormsatz)」は、ユルゼンの上の「法命題」とは区別され、法規範の文、すなわち法規範の言語的表現と理解されているのである」。

(22a) 前述のように、本稿はユルゼン生誕百年記念国際シンポジウムでの私の報告「Zur Anwendbarkeit der logischen Regeln auf Rechtsnormen」を翻訳し加筆したものである。同論文の内容の一部、すなわち本稿本節の以下の部分は、後の私の邦語論文「法論理学——数学的論理学の法規範への直接適用」(長尾龍一・田中成明編『現代法哲学——法理論』(一九八三年、東京大学出版会刊)一九七頁以下)にならうて用いた。したがって、この部分については私の邦語論文と重なる点がある。

(23) この法規範文は「西独刑法典第二十一条第一項を翻訳したものである。同条は次のとおりである。"Der Mörder wird mit lebenslanger Freiheitsstrafe bestraft."」が「国刑法典第一一八条も叙実文の形式をとっている。これに対し、ローヌ・リッ刑法典は規範文の形式をとっている」。

(24) ここで定立する式においては、法規範文の規範的要素は、述語記号の中に取り込まれて表現される。それは「 $\forall x$ 」は一種の性質あることは関係として取り扱われるのである。この法規範文の述語論理的形式化の方法については、参照。U. Klug, *Juristische Logik* 3. Aufl., (1966), S. 55 ff, S. 178. H. Yoshino, *Notwendigkeit*, S. 145. この法規範文の形式化の方法は「 $\forall x$ 」の有力な法論理学者の批判がある。(O. Weinberger, op. cit. (21)), S. 177 ff; H. Wagner, K. Haag, *Die moderne Logik in der Rechtswissenschaft*, Berlin-Zürich, (1970), S. 81 ff.)

(25) 以下の規範的様相表現の形式化の方法は、私はこれを部分的には「 λx 」と置き換えて表現する。(Vgl. J. Rödig, op. cit., S. 180f, Neudruck in: ders., *Schriften zur juristischen Logik*, (Hrsg. E. Bund, u. a., S. 180f).)

しかし、ここで私は法規範文を次の三つの要素から再構成している。すなわち「 λ 」規範主体(Normsubjekt)すなわち規範の名宛人(Normadressat)——それをNa(x)のようない項述語記号によって表現する。「 λ 」規範客體(Normobjekt)これをHal(x)のようない項述語記号によって表現する。「 λ 」規範主体の規範客體との関係における規範様相——それを例えば、Gb(x, ...)のようない項述語記号で表現する。

(26) 規範論理の体系においては、「 λ 」の行為Aの不作為を、否定記号を用いることによって、例えば、 $\sim A$ によって表現することが一般的である。しかしこの形式化の方法は、問題である。というわけは、行為Aの否定では、集合Aの補集合が考えられるのであり、すなわちAの不作為のみならず、A以外のすべてが考えられるからである。私は「それゆえ、ここで不作為の形式化のために述語記号Un(x, ...)を用いる。この形式化については、vgl. H. Yoshino, *Notwendigkeit*, S. 151

論理法則の法規範への適用可能性について

Anm. (41). Vgl. auch J. Rüdiger, *op. cit.*, S. 174 ff und S. 180 f.

- (27) 同前。述語論理的に形式化された規範的様相表現の關係は、特別の規範論語彙が特別に規範論理的仕方でも形式化してゐる點で、その特徴があらはれる。Vgl. z. B. F. von Kutschera, *Einführung in die Logik der Normen, Werte und Entscheidungen*, Freiburg, 1973, S. 21ff.
- (28) この論理式は規範論的矛盾とどうあるかを表現している。
- (29) フォン・ヘルガーはまた特別の規範論理的体系を構築すべきものでも主張し、またそのための努力をしている。Vgl. Weinberger, *Rechtslogik*, S. 189ff. 同前著者のように。Vgl. Ch. u. O. Weinberger, *Logik Semantik Hermeneutik*, München 1979, S. 96ff. しかし、それによつてその体系の十分な形式論理的基礎でなされることはしていない。
- (30) この推論は、有名なモルヤンヤンのシマンヤを模倣してある。Vgl. J. Jørgensen, *Imperatives and Logic*, in: *Erkenntnis* 7(1937/38), S. 288-296.
- (31) 推論における真理概念の法規範への適用可能性の以下のタルスキを援用した形式意味論的基礎づけは、私の次の論文のやりとりで発展せよとある。H. Yoshino, *Norwendigkeit*, S. 144-149. タルスキの形式的意味論について次の著者の書かへ参照。A. Tarski, *Der Wahrheitsbegriff in den formalisierten Sprachen*, in: *Studia Philosophica Commentarii Philosophicae Polonoium* I, Leopoli (Lemberg) 1935, S. 261-405, Neudruck in: K. Berka und L. Kreiser (Hrsg.): *Logik-Texte*, Berlin (Ost) 1971, S. 447-559; Tarski, *The Semantic Conception of Truth and the Foundations of Semantics*, in: *Journal of Philosophy and Phenomenological Research* 4(1944), S. 341-375, Neudruck in: L. Linsky (Hrsg.): *Semantics and the Philosophy of Language*, Urbana(III), 1952, S. 13-47.
- このタルスキの意味論の体系のノン・ベクトル性及びそのこと。F. von Kutschera u. A. Breikopf, *Einführung in die moderne Logik*, Freiburg-München 1971, S. 89-90. タルスキの真値概念の認識の註解な点で。W. Stegmüller, *Das Wahrheitsproblem und die Idee der Semantik*, Wien 1957.
- 私の本稿におけるタルスキの真値概念の認識は、フォン・ヘルツァー (Kutschera, u. Breikopf, op. cit., S. 89) 著者のノン・ベクトル性で述べられている。(P. Hinsu, *Wahrheit und Bedeutung. Vorschläge zu einem fundamentalsemantischen Aufbau von Wissenschaftssprachen*, München 1974(unveröffentlicht), S. 19).

- (26) A. Tarski, *Der Wahrheitsbegriff in den formalisierten Sprachen*, Neudruck S. 483.
- (27) O. Weinberger, *Bemerkungen zu J. Rödlings "Kritik des normlogischen Schließens"*, in: *Theory and Decision* 3 (1973), S. 314.
- (28) Vgl. Yoshino, op. cit., S. 145.
- (29) Ebenda S. 148; なる参照「正義と論理——正義推論における演繹的方法の役割」『正義・法哲学年法一九七四』三一六八頁・五二頁。
- (30) Vgl. Yoshino, Notwendigkeit, S. 148.
- (31) ランナーとベークはタートルの法規範文の述語論理的形式化 " $\forall X(\forall X(X) \rightarrow \text{So}(X))$ " に対して次のような批判を展開している。右の式の前件 $\forall X(X)$ (タートルの言葉によれば) 「 X はAという種類の行為である」は「真理値をとるが、後件 $\text{So}(X)$ (タートルの言葉で「Xは罰金でけられた行為である」) は「真理値をとらない」、同様に上の式全体も真理値をとらない。(H. Wagner und K. Haag, *Die moderne Logik in der Rechtswissenschaft*, Bad Homburg v. d. H.-Berlin-Zürich 1970, S. 81f.). ラインベルガーは「私の法規範文の論理形式化の方法(本稿式(1)参照)に対する彼の批判に就いて」再びこの式の前件と後件の「意味論的」特質の違いを強調している。(O. Weinberger, *Kann man das normenlogische Folgersystem philosophisch begründen?*, S. 178f.) しかし本文で述べた論理における真理概念の説明に基づき、上の式の前件の論理的真理評価ならびに後件のそれ、そして式全体のそれにおいても何ら困難が存在しない」ということが明らかになったと見える。
- (32) H. Kelsen, *ATN*, S. 167f.
- (33) Vgl. R. Carnap, *Meaning and Necessity*, London-Chicago 1947, seventh impression, p. 23ff.
- (34) Ibid. p. 25ff.
- (35) 私は「前掲論文「正義と論理」で規範文と叙実文の構文論的平行性および論理的真理概念の規範的解釈の可能性を、テーゼとして主張した。しかし、その意味論的基礎付けは、本稿においてはじめて厳密になし得るものである。
- (36) ここでの論述の目的は、「論理における真理値の規範的述語記号との関係における規範的解釈の可能性」およびこのようにして規範的に解釈された真理概念の適用可能性を示すことにある。しかしそのためには、いかなる基準のもとで、この真理論理法則の法規範への適用可能性について

概念の解釈が行われ、またその分配が遂行されるべきか、ということを決断することは、必要なのである。我々は、ここでは、叙実的述語記号と、規範的述語記号が相互に何らかの基準によって区別されるということから、出発することができるのである。この区別は、常識としても承認されていると思われる。

- (43) ワインベルガーは、私の法規範文の述語論理的形式化(一)(参照)を次のようにも批判する。この形式では法規範全体が規範の意味を有しているということが表現されていない。「この形式で法規範の規範的性格が消えてしまっている」(O. Weinberger, op. cit., S. 179.) この批判に対しては、本文で示されたこの定義によって答えることが出来る。この法規範的に解釈された真理値が法規範文のための複合式全体に分配されているので、論理式全体が、したがって法規範全体が規範の意味を有しているということが表現されているのである。

- (44) 上述概念の内容に関して、言い換えれば、いかなる基準の下で所与の法規範文を妥当と看做すべきかについては、これに答えることは非常に難しい。この問いは構文論的事柄にも意味論的事柄にも属せず、語用論的事柄に属する。したがって本書の論理学的・意味論的考察にとつては、この問いに答えることは必要でない。

- (45) しかし、私は、叙実的に解釈された真理概念と規範的に解釈された真理概念とを、その論理的帰結関係を検査すべき推論と同時に適用できる可能性をもたなく排除してしまっているのではない。この問題の検討およびその形式意味論的基礎付けは、これを後の別の機会に行うつもりで。

- (46) Vgl. K. Engisch, *Einführung in das juristische Denken*, Stuttgart-Berlin-Köln-Mainz 1971, S. Aufl. S. 43-62.

- (47) Vgl. H. Yoshino, Die logische Struktur der Argumentation bei der juristischen Entscheidung, in: A. Aarnio, I. Niiniluoto, J. Uusitalo (Hrsg.), *Methodologie und Erkenntnistheorie der juristischen Argumentation, Rechtstheorie Beiheft 2*, Berlin 1981, S. 235.

- (48) Vgl. J. Rödig, *Die Theorie des gerichtlichen Erkenntnisverfahrens. Die Grundlinien des zivil-, straf-, und verwaltungs-gerichtlichen Prozesses*, Heidelberg-New York 1973, S. 163.

- (49) Vgl. R. Stammler, *Theorie der Rechtswissenschaft*, Halle 1911, S. 656ff., 2. Aufl. 1923, S. 399ff.

- (50) この用語はマンハイムの『一般論』(generelle allgemeine Rechtsnorm)、「規範論」および『規範論』(規範論)と訳される。この「一般論」は「規範論」(allgemein)と訳される。この「規範論」は「規範論」(allgemein)と訳される。この「規範論」は「規範論」(allgemein)と訳される。

この概念自体もかならずしも普遍的な適用性のあるものではないが、以下で行うマルセンの見解の紹介とこの批判との統一性を保持するため私の見解を述べる際にこれを引用するつもりである。

- (51) Vgl. J. Rödig, op. cit., S. 173f., vgl. K. Engisch, *Logische Studien zur Gesetzanwendung*, Heidelberg 1943, 3. Aufl. 1963, S. 15ff.

- (52) H. Yoshino, Ansätze S. 282f. 参照「裁判」は「裁判」(裁判)と訳される。この「裁判」は「裁判」(裁判)と訳される。この「裁判」は「裁判」(裁判)と訳される。

- (53) マンハイム・カンツェン (Recht) を次のように把握し法規範から区別しようとする。すなわち、彼は、法を抽象的な規定法としてではなく、個々の事柄のなかの具体的な「法」(「法」)として把握しようとする。Vgl. Arthur Kaufmann, *Gesetz und Recht*, in: ders., *Rechtsphilosophie im Wandel*, Frankfurt/M. 1972, S. 135-171, 159f u. 163f. この「法」は「法」(法)と訳される。この「法」は「法」(法)と訳される。この「法」は「法」(法)と訳される。

- (54) H. Yoshino, op. cit., S. 283f. 参照「前掲論文」は「前掲論文」(前掲論文)と訳される。この「前掲論文」は「前掲論文」(前掲論文)と訳される。この「前掲論文」は「前掲論文」(前掲論文)と訳される。

- (55) H. Kelsen, *ATN*, S. 185.

- (56) Ebenda, S. 185ff.

- (57) Ebenda, S. 201.
- (58) 本稿注(37)参照。
- (59) J. Rödig, op. cit., S. 173.
- (60) H. Kelsen, ATN, S. 23u. 187.

〈あとがき〉

本稿を終えるにあたり、次の方々についてはとくに名前を上げて私の感謝の気持を表明したい。ケルゼン研究所のワルター教授ならびに助手の人達には、一九八一年九月二十三日から二十四日までウィーンで開催されたハンス・ケルゼン生誕百年記念の国際シンポジウム—そこで私は本稿の元となった報告「Zur Anwendbarkeit der logischen Regeln auf Rechtsnormen」をおこなったのであるが—での良き組織運営と温かいもてなしについて、ミッヘン大学法哲学研究所のアルトゥール・カウフマン教授ならびに哲学、論理学および科学理論研究所のシュテクミュラー教授にはこれまで再々訪問教授あるいは客員研究員として私に良い研究の機会・条件とを与えられたことについて、フィリップス教授、ヒンスト教授、ヴァルガ博士には、独文の原稿に目を通して下さり、有益な助言を賜ったことについて、そしてアレキサンダー・フォン・フンボルト財団には、私の西独での研究をたびたび財政的に支えて下さったことについて、最後に、明治学院大学法学部の同僚の諸先生には、私の研究に対するこれまでの温かいご支援とご指導に対して、それぞれ深甚の謝意を表したいと思う。